

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 9月 7日

国立大学法人 山口大学長
丸 本 卓 哉

1 工事概要

- (1) 工事名 山口大学（経）渡り廊下取設工事
- (2) 工事場所 山口県山口市吉田1677-1 山口大学吉田団地構内
- (3) 工事内容 工作物（渡り廊下）一式
- (4) 工期 平成20年 2月 8日まで

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人山口大学契約事務取扱要項第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における建築一式工事に係るD等級以上の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年 法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年 法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に文部科学省が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成9年度以降に、元請として完成・引渡し完了した鉄骨造又は鉄筋コンクリート造地上1階建以上かつ延べ床面積50㎡以上の施設の新営工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から入札の時までの期間に、文部科学省支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け 17文科施第345号 文教施設企画部長通知）に基づく全国又は、中国地区における指名停止を受けていないこと。
- (6) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又

は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く
(入札説明書参照)。

(8) 山口県内に本店、支店又は営業所が所在すること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒753-8511 山口県山口市吉田1677-1

国立大学法人山口大学施設環境部施設企画課総務係

電話番号 083-933-5120

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年9月7日(金)から平成19年9月19日(水)まで

〒753-8511 山口県山口市吉田1677-1

国立大学法人山口大学施設環境部施設企画課総務係

電話番号 083-933-5120

入札説明書の交付に当たっては無料とする。また、見積りに必要な図面等の交付は平成19年9月21日(金)より、入札説明書に同封する図面等購入申込書に従って購入するものとする(約2,000円)。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成19年9月7日(金)から平成19年9月19日(水)まで

上記3(1)に同じ。

提出場所に持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 入札執行の場所

山口県山口市吉田1677-1

国立大学法人山口大学事務局2号館4階 第2会議室

(5) 入札執行の日時

平成19年10月10日 水曜日 14時00分

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除。

契約保証金 納付。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 国立大学法人山口大学契約事務取扱要項第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その

者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1) に同じ。
- (7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、入札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (8) 詳細は入札説明書による。